

2026年度前期 学費免除・徴収猶予申請について

1 学費（入学料・授業料）免除の申請について

経済的理由等により授業料等の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる方を対象に、審査の上、入学料・授業料の免除・徴収猶予を受けられる制度があります。
申請資格や免除申請のしおり等、詳細は以下のページでご確認ください。

入学料・授業料の免除 | 東京大学

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/admissions/tuition-fees/h01_02.html



(1) 申請期間

申請内容	申請期間
入学料免除のみ	2月13日（金）～入学予定学部・研究科等の入学手続期間最終日【消印有効】 ※入学手続期間最終日が4月以降の場合、手続期間最終日ではなく 3月31日（火）が申請最終日です。
入学料免除+授業料免除	
授業料免除のみ	2月13日（金）～4月3日（金）【消印有効】 「4月3日（金）消印有効」かつ「4月7日（火）までに必着」です。

(2) 申請手続

- ① **申請方法**：原則として「郵送（簡易書留）」のみ受け付けます。
「申請用封筒宛名シート」を貼付した角形2号封筒(240×332mm)に申請書類一式を封入し、簡易書留郵便で送付してください。
- ② **申請書入手方法**：2月13日（金）以降、東京大学HP（上記URL）からダウンロード可
- ③ **窓口受付（郵送が困難な場合のみ）**：

郵送が困難な場合に限り、以下の窓口でも受け付けますが、

所属により締切が異なりますのでご注意ください。

- ・駒場キャンパス（教養学部等学生支援課 奨学資金チーム）

期限：4月3日（金）16:00

対象：教養学部・総合文化研究科・数理科学研究科在籍の全ての申請者

- ・本郷キャンパス（本部奨学厚生課 授業料等免除チーム）

期限：3月19日（木）17:00

対象：上記以外の所属で、**授業料免除のみ**の申請者

2 学費徴収猶予（延納・分納）の申請について

入学料免除及び授業料免除の申請を行うと、結果通知（7月末）までの期間、入学料及び授業料の支払いは猶予されます。この猶予期間を超えての猶予を希望する場合には、上記申請期間内に申請方法に従って申請してください。

申請様式一式を希望する場合は、以下のお問合せ先までメールにてご連絡ください。

お問合せ先：東京大学本部奨学厚生課授業料等免除チーム

〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1

E-mail: syougaku.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

※お問い合わせの際は、氏名・所属（予定）の学部（研究科）・学籍番号を本文に記載してください。